

離婚及びこれに関する制度の検討について

令和3年2月
法務省民事局

背景・経緯

離婚後養育に関する我が国の法制度については、近時、**国内外に様々な意見あり**
※商事法務研究会「家族法研究会」(令和元年11月～)で研究者・実務家による検討を実施(法務省等も参加)

- 背景には、
○父母の離婚等を一要因として生ずる深刻な子の貧困の問題
○非監護親と子との交流の在り方といった子の福祉に関する問題
○女性の社会進出や、育児の在り方・国民意識の多様化といった社会情勢

平成23年民法等の一部を改正する法律案に対する**衆・参法務委員会の附帯決議**

「今日の家族を取り巻く状況、本法施行後の状況等を踏まえ、...離婚後の共同親権・共同監護の可能性を含め、その在り方全般について検討すること」(衆・法務委。参・法務委も同旨)
「面会交流の円滑な実現及び継続的な養育費支払い等の履行を確保するための制度の検討...等、必要な措置を講ずること」(参・法務委。衆・法務委も同旨)

「骨太方針2020」..... 「養育費確保の実効性向上策等を着実に実施」

「安全・安心な面会交流のための具体策を検討」

子の利益の確保等の観点から、①父母の離婚(離婚前の別居を含む)後の子の養育の在り方に加え、現行法の規律について問題点が指摘されている、②未成年養子制度の見直し、③離婚に伴う財産分与制度の見直しに向けた検討が必要

→ **離婚及びこれに関する制度について幅広く検討を行う**

令和3年2月10日、法務大臣から法制審議会に諮問。「家族法制部会」で議論される予定

質問

第113号

父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、**子の利益の確保**等の観点から、離婚及びこれに関する制度に関する規定等を見直す必要があると思われる所以、その要綱を示されたい。

主な検討課題

平成28年度ひとり親調査での「取決め率」 同調査「現在も履行(実施)されている率」
【養育費】母子世帯: 42.9%、父子世帯 20.8% 【養育費】母子世帯: 24.3%、父子世帯 3.2%
【面会交流】母子世帯: 24.1%、父子世帯 27.3% 【面会交流】母子世帯: 29.8%、父子世帯 45.5%

父母の離婚後の子の養育の在り方

【指摘される問題点】

- 離婚後養育への父母の関わりの多様化
- 離婚前後のDV等への十分な対応が必要
- 協議離婚時に、子のための協議・取決めが十分にされない
- 不払い養育費の取立て、回収が困難
- 面会交流の安全・安心な実施が困難な場合がある

【主な論点】

- 離婚後の子の養育の理念や父母の関与の在り方をどう考えるか
 - DV事案等への対応をどう考えるか
 - 離婚時の取決めをどのように促進するか
 - 養育費の確保をどのように実現するか
 - 安全・安心な面会交流をどう確保するか
- ※他の行政施策との連携も重要

未成年養子制度の見直し

【指摘される問題点】

- 節税目的で未成年養子が利用される
- 再婚時に、子の利益に沿わない連れ子養子がされる場合がある

【主な論点】

- 未成年養子の趣旨・目的をどう考えるか
- 現行法では届出のみで足りる連れ子養子の要件を見直すべきか

離婚に伴う財産分与制度の見直し

【指摘される問題点】

- 夫婦間で権利行使が十分されない
- 分与時の判断のルールが明確でない

【主な論点】

- 2年の除斥期間を伸長するか
- 原則「2分の1ルール」を制度化するか

法制審議会（家族法制部会）における調査審議の状況

令和3年11月
法務省民事局

法制審議会への諮問（令和3年2月10日）

諮問
第113号

父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われる所以、その要綱を示されたい。

第1回（令和3年3月30日）

○フリーディスカッション形式による意見交換

- ①子の監護について必要な事項（養育費、面会交流等）の取決め
- ②父母の離婚後の子の養育への父母の関与の態様
- ③子の養育における子の意思や意見の反映
- ④子の養育に関する法的概念の整理 等

について、子の利益の確保の観点やその他に必要と考えられる観点、あるいは検討が必要と考えられる具体的論点等について幅広く意見交換

第2回（令和3年4月27日）～第4回（令和3年6月22日）

○ヒアリング

- ・親の離婚を経験した子の立場（3名）
- ・離婚を経験した監護親又は非監護親の立場（各1名）
- ・子育て世代の立場（1名）
- ・D V被害者支援の現場（1名）
- ・家庭問題に関する支援の現場（2名）
- ・ひとり親・親子問題の相談支援や紛争解決等を行う立場（3名）
- ・自治体として行政支援等を行う立場（1名）
- ・研究者による実態調査等についての分析等に関する報告（1名）

○調査・審議

- ・参考人ヒアリングを踏まえた意見交換
- ・養育費に関する論点の検討

第5回（令和3年7月27日）

○調査・審議

- ・養育費に関する論点と面会交流に関する論点の検討

○委員からの報告

- ・父母の離婚が子の生育に及ぼす影響に係る心理的知見について

○ヒアリング

- ・離婚後の子の養育の在り方に関する海外法制について
韓国、アメリカ、イギリス及びオーストラリア、ドイツ 各1名

第6回（令和3年8月31日）～第9回（令和3年11月16日）

○調査・審議

- ・面会交流に関する論点の検討
- ・離婚後の子の養育への父母の関与の在り方に関する論点の検討
- ・子の養育をめぐる問題についての子の意見の尊重に関する論点の検討
- ・父母の離婚に連する諸問題（嫡出でない子の養育、父母の別居に伴う子の養育に関する論点）に関する論点の検討
- ・未成年者を養子とする養子制度を中心とした論点の検討

次回は、令和3年12月14日実施予定